

令和4年8月17日

会 員 各 位

一般社団法人 愛知県建設業協会
専務理事 三宅勝敏

【愛知県】令和4年度建設業講習会の開催について

標記につきまして、このたび、愛知県都市・交通局都市基盤部都市総務課から別添のとおり愛知県における建設業許可申請等の受付・審査の適正かつ円滑な実施及び建設工事の適正な施工を確保するための諸手続きや工事施工に伴う注意事項の確認を目的とした講習会を開催する旨、周知依頼がありましたので、是非ご聴講いただきますようご案内申し上げます。

なお、本講習会の様子及び当日の資料は、後日、都市総務課 Web サイトにて11月に配信される予定です。

【都市総務課 Web サイト】

<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>

以 上

4 都 総 号 外
令和 4 年 8 月 1 2 日

関係建設業団体の長 様

愛知県都市・交通局
都市基盤部都市総務課長

令和 4 年度建設業講習会開催の周知について（依頼）

残暑の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃は、建設業行政の発展に御協力いただき、心より御礼申し上げます。

さて、本県では、建設業許可申請等の受付・審査の適正かつ円滑な実施及び建設工事の適正な施工を確保するため、これらの諸手続や工事施工に伴う注意事項等の確認を目的とした講習会を実施しており、今年度におきましても、別添のとおり講習会を開催することといたしました。

開催の案内については当課 Web サイト及び「建設業だより No. 138」に掲載するとともに、令和 3 年 5 月から令和 4 年 4 月の間に経営事項審査を受審された方に御案内のはがきを送付することとしておりますが、さらに広く情報を提供し、より多くの方に講習会を知っていただきたいと考えております。

なお、今年度も講習会の様子を資料とともに後日、都市総務課 Web サイト (<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>) にて配信する予定です。（11月予定）

お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、貴団体におかれましても、所属会員の皆様へ別添案内により周知していただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

担当 建設業・不動産業室
建設業第一グループ 戸谷
電話 052-954-6502（ダイヤルイン）

令和4年度建設業講習会のご案内

愛知県知事許可を受けた建設業者の方を対象に、建設業の許可申請・届出の手續等に関する事、経営事項審査申請手續等に関する事、愛知労働局による「労働安全衛生法令の遵守徹底等について」、名古屋国税局による「インボイス制度について」国土交通省による「建設業法令遵守について」を内容とした、令和4年度建設業講習会を下記のとおり開催します。

日時	対象業者	会場
令和4年10月17日(月) 及び 令和4年10月19日(水) 午前10時から 午前11時40分まで	名古屋市内に主たる営業所のある知事許可業者・尾張・一宮・海部・知多建設事務所管内の知事許可業者	愛知県産業労働センター 大ホール 名古屋市中村区名駅4-4-38 ※ 名鉄名古屋駅東口から東へ徒歩5分 http://www.winc-aichi.jp/access/
令和4年11月10日(木) 午後2時から 午後3時40分まで	西三河・知立・豊田加茂・新城設楽・東三河建設事務所管内の知事許可業者	刈谷市総合文化センター 大ホール 刈谷市若松町2-104 ※ JR刈谷駅(南口)・名鉄刈谷駅(南口)から徒歩2分 http://www.kariya.hall-info.jp/index.php?menuID=5

◇開場時間は、各会場とも開始時刻の30分前です。受付票をお渡しします。

◇申込不要・入場無料 原則、各指定会場で受講してください。

席数の都合により入場をお断りすることがありますのでご承知おきください。

◇お越しの際は公共交通機関をご利用ください。

◇荒天、新型コロナウイルス感染症を巡る状況等によって中止となる場合があります。

事前に愛知県庁都市総務課建設業・不動産業室のWebサイト

(<https://www.pref.aichi.jp/site/kensetsugyo-fudosangyo/>)

をご確認ください。また、**後日講習動画を上記Webサイトで配信予定です。(11月予定)**

なお、会場への直接のお問合せはご遠慮ください。

その他

- ・ **発熱や体調不良**の場合には、参加をお控えください。
- ・ 出席にあたっては、**マスクの着用**をお願いします。
- ・ 会場では、**検温・手指消毒、受付票の記入**のご協力をお願いします。
- ・ 受付票については、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供される事があります。